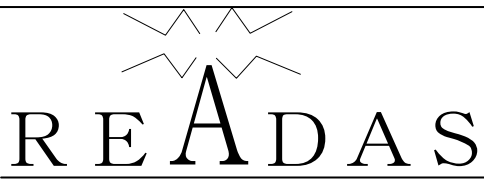


第 4715 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月23日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 非居住者から相続した国外不動産の未償却残高

Q：私は米国籍を持つ居住者です。非居住者であった父から国外の賃貸不動産を相続しましたが、この賃貸不動産の減価償却費は、父の所得の計算上、必要経費に算入されていませんので、減価償却費の累計額をゼロとして計算していいのでしょうか？

A：認められないものと思われます。

【解説】

先ごろ、東京国税局から同様の内容についての認められないとする見解が公表されました。理由は次のとおりです。

所得税法では、相続により減価償却資産を取得した場合には、その資産の取得価額を引き継ぎ、減価償却費はその相続人が引き続き所有していたものとして計算することとしています。

そして、減価償却資産の未償却残高は、減価償却費が強制償却となっていることから、各年分の不動産所得等の金額の計算上減価償却費が実際に必要経費に算入されていたか否かに関わらず、その減価償却費の累積額を取得価額から控除した金額となります。

したがって、非居住者であった被相続人から相続により取得した国外に所在する減価償却資産について、被相続人が各種所得の金額の計算上その減価償却資産に係る減価償却費を必要経費に算入していなかったとしても、その未償却残高は、被相続人がその減価償却資産を所有していた期間における減価償却費の累積額に相当する金額を取得価額から控除した金額とするのが相当です。

